外

◎岡山県企業管理規程第

Ш 県 企業局 職員就業規 則 \mathcal{O} 部を改正 する規程を次 \mathcal{O} よう に定め る

平成二十九年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 佐 藤 一 雄

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

山 改正す 県企業局 就業規則 昭昭 和 四十二年岡 山県企業管理規程 第 号) 0 部を 次

を 第十四 章 齢者部 分休業 (第八十二条-八 (十五条) に 改

る。

号外

岡山県公報

[条第二 項中 \mathcal{O} 承認」 「介護休暇」 を 「又は第二 \mathcal{O} 下に 八 十二条第 護 時間若 項に規定する高齢者 くは 子育て支援時 部分休業の 間 を 承 加 認 え、

養子縁組の成立に 四号を第五号とし、 四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託され 八百十七条の二第 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六 他の 第 五 規定に 同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、 条の二第 同条第一 四第二号に規定する養子縁組里親としては当該児童を委託することが 7 より委託さ いる場合に限 「業務」 号に規定する養育里親に対するもの つい 項 第三号の 单 項の規定により れて て家庭裁判所に請求 「まで V 同条第三項中 次に次の \mathcal{O} る児童を含む。 子 であ 飛員が \mathcal{O} つて、 一号を加える。 下 した者 「事務」 当該職員との 「(民法 当該職員が 第十五条の二を除き、 (当該請求 (明 として同法第二十七条第一 「業務」 治二十 てい 間に 現に監護するも おけ る児童及び当 に係る家事審判事件 に改 九 同項の規定によ る同項に 年法律第 め 以下 $\overline{\mathcal{O}}$ 同条第五 ·同じ。)」 規 児童の 定す 九 項

平成29年3月31日

子縁組 よる た場合を除 当該請求に係る第一 Ď 規定による措置が \mathcal{O} 成立前の監護 る家事審判事件が 項に規定する子のうち実子又は養子でない 対象者等」 解除されたことに 組が 立. したこと な が 民法第八百十七条の二第一 特別 まま児童福祉法第二十七条第一 (特別 養子縁組 養子縁 組 \mathcal{O} 成 \mathcal{O} <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 成 者 前 <u>\(\frac{1}{\text{V}} \)</u> 以 \mathcal{O} 下 項 護対象者 が

等てなくなった場

第 五 びに の三第 第五 項第四 項中 号及び第五号」 「この条にお VI に改 て」を削 がめる。 ŋ 同 条第二項中 及 び第五 項第四

第五条の 兀 九 項」 「第六十一条第二十三項」 下に 次条に お に 1 改 て同 め 同条第七 を加 え、 頃に次 同 条第二項 \mathcal{O} 号を 中

護対 項の規定に 当該請求 項第三号 象者等でなくなつた場合 係る特別養子縁組 た場合を除 0 規定による措置が解除さ 求に係る家事審判事件が終了し 又は \mathcal{O} 成立 の監護対象者等が 組が れたことに 成立 たこと ない 民法第 まま児童福祉 特別養子縁 (特別 養子縁 百 組 0 法第二十七 立 成 <u>\(\frac{1}{2} \)</u>

第五条の四の次に次の一条を加える。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限等)

第五条の五 てはなら た場合には、 な 業務の 理者 は、 正常な 要介護者 運営を妨げる場合を除き、 0 ある職員が、 当該要介護者を介護する 正規の 勤務時 間 ため 務をさせ 求

及び第三号中 る職員に ることが著し 0 求を 条第二十四項にお るの 取消 「措置を講ずる」 (第一項、 つい しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあ は た職員との親族関係が 「様式第一号の二の 「様式第一 く困難である」とあるのは て準用する。 子 第七項第四号及び第八項第二号を除く。) とあるの とあ 号の二の五」 て準用する同条第二十三項」と、 いるのは この は 四 場合にお 「要介護者」 消滅した」と、 「業務の正常な運営を行う」 と読み替えるもの と、「第六十一条第二十三項」 11 「業務の正常な運営を妨げる」 て、 同条第二項中 同条第九 同項第二号中 項中 同条第三項中 「様式第 「様式第 規定は るの 「子が離縁又は は 同条第七 「要介護者 号の二 号 「措置を講ず 項に *め*ニ 同 \mathcal{O}

第十一 条中 「 及 び 介護休暇」 介護休暇、 介 護時 間及び子育て支援時 改

る。

第十五条第 項 \hat{O} 項第十号中 規定によ ŋ 職員又は 「が 生後満三年に達しない 配偶者が当該職員 文は配 生児」 間番と 下 \mathcal{O} 「(民法第 間 お け 百 同 項に

定す 定す 員又は配 項第三号 ,る養子縁 \mathcal{O} る 同 が 四第二号に 法第二十七 别 判 養子縁 \mathcal{O} 組里 童福 規定に 規定す 条第四 同条第 親で 祉法 組 \mathcal{O} より ある 成 立 第二十七 7 頃に 一号に る養子縁組里親 季託さ 職員又は る 規定する者 場合に 0 条第 規定する養育里親に対するも 1 れ て家庭 T 配偶者に委託 限 V 項第三号 る。 る生児を含む。 の意に反する 裁判所に で ては当該 あ 0 規定に され つて 請求 生児 ため、 7 以 当該 た者 1 下 、る生児 を委託すること 職員 同 \mathcal{O} 同 (当該 \mathcal{O} 法第六 項 号 又は \mathcal{O} び当該 規 7 お 同法第二十 定 配 求 11 て が . 係る 兀 できな 第 が 0 現

 \mathcal{O} 第十五条の二 ように改 第 項中 「与えた場合」 \mathcal{O} 下 に お け る休 暇 加 え、 同

る状態ごとに、 以 れ る期間 下この : 暇 の 条及び次条第一 間 は、 回を超えず、 管理者 項に か お つ、 要介護者 11 て 「指定 \mathcal{O} て六月 期 間 Þ が アを超え、 当該 とい 介 う_。) な 護を必要とす 11 範囲 お 内で指定 W て 必 す \mathcal{O} る

に改 休暇 0 項を同条第十項とし、 第十五条の め、 申 期 出及び」 間 -請書 同項 を 同条第三項中 二第五 を同条第十二項とし、 「指定期間」 (様式第三号の二」 加え、 項 中 同条第二項の 「ときは」 介 に、 「該申請_」 護休 「職務復帰 を 暇 の下に 同条第四 を受け 「介護休暇承認 を 次に次の七 「当該申出 届 た場合に (様式第三号の三) 項中 指定 項を加 期 反 び 「管理者は、」 申 お 間 請 V 0 申請」 える。 て 指定後にお (様式第三号の三」 により」 「職員 の 下 に 改 は て 「指定期 改 \mathcal{O}

- 3 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする
- て まで連続 間 項に規定す を単位とする介護休暇 した四 る介護 時 時 カコ ら当該 間 間 とす (当該介護休暇と要介護者を異に 護 は、 い 日を通じ、 \mathcal{O} 承認 承認を受け 配を受け 始業の て勤 て勤務 務 時 す 刻 る介護: な カン な 5 連続 時 時 間 減 第十 あ 又 人は終業 た -五条の
- 指定を希望する職 対 出 な け 員は、 れ ば な 5 護休 定期 (様 式第三号 Ō

- 6 日ま 理 者 は、 \mathcal{O} 前 期 項 間 0 (第 規定による申出 九 項 に お 11 て が 申 あ つた場合に 出 \mathcal{O} 期 間」 は、 とい 当該申 <u>ځ</u> を 出による 指定 期 間 間 \mathcal{O} て 日
- 間 が 0 末日を管理者に できる。 現に指定され 場合に T 対 VI る指・ 申 お 定 11 期間 ては 出 な 5ければ を延長 改めて指定期間 なら な 又 は 短縮 て指定することを希 て指定すること
- た場合には、 指定期間を指定するもの 理者 職員 現に指定され から前で 項 とする。 てい 0 規定に る指定期 よる指定期間 間 \mathcal{O} 初 日 か 0 ら当該 延長又は短縮 申出 に係る末 \mathcal{O} 指定 日 \mathcal{O} ま 申 で 出 \mathcal{O} が
- 定されて ることが 2ら当該 のとし、 第六項 護休 [があ できない 〈又は前 日 暇を承認することができな つた場合 、る指定期 を除 申出 . ئ ش \mathcal{O} 項 ことが た期間に 期間 0 の当該申 の全期間に 規定に 間 又は延長申出 \mathcal{O} り明らか 末日 カュ 9 出に係る末日まで V 0 かわらず、 て指定期 わ であ 翌日 たり管理者 から第七 V る場合は、 0 期 ことが明ら 管理者 間中 間を指定す が定めるところに \dot{O} 0 項の規定によ 期間 は、 当該期間を指定期 部 か え も な それ \mathcal{O} 以下 日 日 で が ぞ のとする。 管理 ある場合は る指定期 \mathcal{O} 者 項に 間 0 介護 定め お 間 \mathcal{O} 11 \mathcal{O} これ て指定し 7 延長 間 るところ 「延長 又 は な 定

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(介護時間)

第十五条の三 介護を必要とす ことが 定期間と重複す 相当であると認めら 介護 時 る期 \mathcal{O} 間 継続する状態ごとに、 は、 間を除 員 が れる場合にお 要介護者の に お 連続す け 介護をするた る休暇 7 日 る三年の とする。 \mathcal{O} 勤 務時 め 期 間 間 要介護者 \mathcal{O} (当該 部 要介 に \mathcal{O} 0 務

- で必要と認め 間の 時間 ら は、 れ る時間とす 前項に規定する 期 間内 お 11 て 日 0 き二時 を超えな VI
- 3 介護時間の単位は、三十分とする。
- 4 を受け (第六十六 は 第十五条第 条第 務 日を通じ な 項第十号に規定する特 項に規定す 始業の が あ る 部 日 刻 休業若 0 から連続 い 別休 は、 以下 第十一 又は 終業の か ら当該 「育児時 規定す 時刻まで連続 部分休業若し 間 る子育て支援

- 子育 て支援時 \mathcal{O} 間で管理者が承認を与えた場合における休 間又は育児時 間 0 承認を受けて勤務 しな 眼とする 時 間を減じ た時 間) を超えな
- 5 は 介護時間 認を受けなけれ を受けようとするとき ば なら な 介護 時 間 承認申 請書 (様式第三号 \mathcal{O} 四
- 6 前条第十一項の規定は、介護時間について準用する。
- 要が 職員は、 なくな つたときは、 護時 \mathcal{O} 期間 その旨を届 が満了し け たとき又 出 なけ ħ は当該期 ば なら な 間 0 途で介護時 間を受け

(子育て支援時間)

- 第十五条の四 ける休暇とする。 法に基づく育児休業等の に達する日 に規定する部分休業の \mathcal{O} 勤務時 以後の最初 子育て支援時間 間の の三月三十 承認を受け 部につ 対象となる子と同様の関係にある子を は、 き勤務し 職員 た職員を除く。) 日までの子 (育児短時 な 1 ことが相当であると認め (当該職員との 間勤務職員等及び第六十六条第 が その 小学校就学の 間に 、 う 。) お 6 い 始期 を養育するた れる場合に から
- 間とする。 子育て支援 時 間 \mathcal{O} 時 間 は 日 に つき!! 時 間を超え な V 範 开 内 で必要と認 れ
- 3 位として行うもの 子育て支援時 とする。 の承 認は 正 規 \mathcal{O} 時 間 \mathcal{O} 始 8 又 は わ ŋ お 11 三十分を単
- ては、 た時間を超えない範囲 育児時間又は介護時間を承認され 日に つき二時間から当該育児時 内で行うものとする。 て 11 間及 る職 び 員に対する子育て支援時 介護時 間を承認さ れ 7 11 る時間を減 \mathcal{O} 0
- 5 式第三号の五) 職員は、 子育て支援時間を受けようとするときは、 により、 承認を受けなけ ればならな 子育て支援時 間 承 請
- 第十五条の二第十一項及び前条第七項の 規定は、子育て支援時間に て準用
- 産 子育て支援時間の承認は、 した場合、 (第十五条第一 職員 休職若し 0 子で 項第八号に規定する特別 くは停職 なくな 当該子育て支援時間の承認を受けて 処分を受けた場合又は当該承認に係る子 は、 休暇をい その効力を失う。 . う。) 始 る職員が が死亡し、 産前
- 該当する場合は 子育て支援時間 承認 を取 0 承認を受けて 消 ŧ のとする。 V る職員に 0 て、 次 0

一当該承認に係る子を養育しなくなつたとき。

に係る子以外

 \mathcal{O}

子に

0

V

て、

育児休業法第二条第

項

 \mathcal{O}

規定に

- 承認に係る子 以外 \mathcal{O} 子に 0 て、 育児休業法第十条第 項 \mathcal{O} 規定に
- 間 承認に係る子以外 勤務を承認し ようとするとき。 \mathcal{O} 0 て、 第六十六条第 項 \mathcal{O} 規定 分休
- 五 認しようとするとき 現に承認を受け てい る子育て支援時 間 \mathcal{O} 内容と異 介なる 内 容 \mathcal{O} 子育 て支援 時 間

て第十五条第一項第十号に規定する特別 第六十六条第三項中 を「当該育児時間及び介 「三歳に に満たな V 護時間を承認され 子を養育するため 休暇」 「育児時間 る 日 又は \mathcal{O} \mathcal{O} 0

第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 高齢者部分休

(高齢者部分休業)

た日 場合にお 八十二条 認することが 日で当該申請にお (以下この章に 管理者は、 間 公務の の一部に できる。 お 当該職 運営に支障がな · つ て示した日 7 「基準日」 員の定年か て 勤務し カ とい 11 ら当該職員に係る定年退職 ないこと と認めるときは、 ら五年を減じた年齢 · う。) 以下 \mathcal{O} 属する年度の翌年度 「高齢者 当該職 に達 部分休業」 員が当該 した職員が まで とい

- 高齢者部分休業の承認は、 発囲内で、 管理者が定める時 当該 間を単位 職員の 週間当た て行う り 0 勤 務時 二分 を超えな
- 3 第七十五条第一 項の規定は、 高齢者部分休業に 0 V 7 準用する。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

Ė 高齢者 8 るまで 翌年度 8 分休業の ようとす る日 間 \mathcal{O} 承認の 四月 0 る日 \mathcal{O} 月前までに行うもの 日日 日 まで 申請 から高齢者部分休業を始めようとする場合には まで \mathcal{O} \mathcal{O} 期間 に 管理者が お が い とする。 速や E に 満た 定め か ない ただ る様式に 行 職 Ž ŧ 員 高齢者 準日 ら基

型が上、〇・一・	あつた場合	の承認を至	第八十四条
窓上、ローンジャング、の。	あつた場合において、	受けた 一週間	管理者は、
	公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承	の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)の延長の申請が	高齢者部分休業をしている職員から休業時間(高齢者部分休業
	を承	·請 が	/休業

(高齢者部分休業の休業時間の延長)

5		2
く こしき マーミント	(高齢者部分休業の承認の取消し等)	前条本文の規定は、
	承認の取消し等)	休業時間の延長の申請について準用する。
))) Ei		

講ずることが著しく困難となつた場合において、 管理者は 高齢者部分休業の承認を取り消し、 高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を 別に定める様式により、 又は休業時間を短縮すること

	次に次の二様式を加える。
	第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。」
	□ 子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律
に改め、同様式の	項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
	□ 子についての民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1
	「口 同居しなくなつた。
を	「口 同居しなくなつた。
	様式第一号の二の三中
	除された。
	法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解
	□ 子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年
に改める。	第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 以お
	□ 子についての民法(明治29年法律第89号)第817条の2
	ととなった。
	「□ 養育することができる当該子の親である配偶者がいるこ
 を	様式第一号の二中(こ)終まりで(ひょくのど)表にいる。
1/世 孝 がこ / ス /	アンガン 組の上盆 ドンケツジト・ソイザ 単一二

様式第1号の2の4 (第5条の5関係)

時間外勤務制限請求書

請求年月日

年 月 日

岡山県公営企業管理者						殿									
		î	所属課(所)名												
				職名											
				氏 名											
次のとおり介護	のため時	間外剪	動務の	制队	限を	請求しま	す。								
	氏 名					続 柄		年	齢						
要介護者に関する事項	同居 の 別居)別		同月別月		介護が必た時期	月	日							
	要介護者の状態及び具的な介護の内容														
請求に係る期間	年 月 日から □ 1年 □ 月 (12月に満たないものに限る。)														

様式第1号の2の5 (第5条の5関係)

介護の状況変更届

届出年月	H	年	月	F
畑川十万	H	+	刀	\vdash

岡山県公営企業管理者 殿

届出者	所属課	(所) 名	
	職	名	
	氏	名	₽

次のとおり時間外勤務の制限に係る要介護者の介護の状況について変更が生じたの で届け出ます。

届出の事由	□ 要介護者が死亡した。□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。(消滅の理由:)□ 同居しなくなつた。□ 介護することができる同居の親族がいることとなつた。
届出の事実が 発生した日	年 月 日
備考	

様式第3号の2 (第15条の2関係)

管理者	局長	<u></u>	次長		総務企画 課長	j 総	務班長	# <u></u>	班	担当		台帳
課長 (所長)	班長 (次長		(課長)		班						出	当勤簿
次のとおり承認してよろしいか。												
介護休暇指定期間申出書 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第15条の2第 5項の規定により、次のとおり申し出ます。 年月日												
岡山県公営企業管理者 殿 所属課(所)名												
				1	職	氏名			T			印
要介護者に る事項	こ関す		氏名				絹	括柄		年齢		
		同月別月	の別				ト護が必要と よつた時期		年	月	日	
要介護者の 及び具体的 護の内容	-											
指定を希望期間	望する		年	月	日か	ら	年	J	月 日岩	まで(日間	引)
介護休暇の)予定		毎日(分~	時	分))			
これまで <i>0</i> 期間	つ指定	前前人	口 7 口	年年		\sim	年年	月月		日間) 日間)		

様式第3号の3 (第15条の2関係)

管理者	扂	最長	Ł	欠長	総務金課長	企画	総務班長		班	担当			台帳	
課長 (所長)		妊長 欠長)	(記	果長)			班		‡	担当	ļ	出勤簿		
次のとお	次のとおり承認してよろしいか。													
介護休暇承認申請書 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第15条の2第10 項の規定により、次のとおり申請します。 年月日 岡山県公営企業管理者 殿														
所属課(所)名 職 氏名												印		
要介護者に関する事項		氏名	3					続柄			年齢			
		同居 別居	つ別		同居 別居					年	i j]	日	
指定期間		(日かり日付け	う ナ, 第	年 9	月 号で扌		まで)	(回目)	
申請期間及 時間	をび				期間					時	:間			
H41 [H]					年	月 日		毎日その他	B	寺 タ	} ~	· ==	寺	分
	~ 年 月			月 日	()	時の多		分~ 時		寺	分		
			年 月 日		月 日		_ // /		時 分		· 分~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		分	
		~		年	月日	(その他)	B	時 分		}~		分	
				年	月日		毎日	B	時 分		分~ ■		分	
		~		年	月 日	(] その他 ()		時 分		分 ~ 眼		分	
備考														

様式第3号の4 (第15条の3関係)

管理者	扂	引長	Ł	欠長	総務公課長) 画	総務班長	受 班		担当		台帳	
課長 (所長)		任長 (長)	(部	果長)			班		担当		出勤簿		
次のとま	うり承	歌記して	こよろ	らしいた), ⁰								
介護時間承認申請書 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第15条の3第 5項の規定により、次のとおり申請します。 年月日													
岡山県													
要介護者にする事項	こ関	氏名	Ż					続柄		年齢	ĵ		
9 分 事 復	同居 別居)別		司居	介語た明	護が必要♪ 寺期	となっ		年	月	日		
要介護者の現な介護の対	本的	介記			る指定期 有(钥間♂)有無 年 月	日~		年月		日)	
申請期間及時間	支び			ļ	期間			時間					
時間				年月	月日		毎日その他	用	身	<i>></i> ∼	時	分	
		~		年月	月日	()	Ħ	芽	} ∼	時	分	
				年月	月日		毎日その他	퉈	等	<i>></i> ∼	時	分	
		~		年月	月日	()	Ħ	等	}~	時	分	
		年月			月日		毎日その他	用	寺	} ∼	時	分	
		~ 年月日 ()					用	歩	}~	時	分		
備考													
担当者記力	人欄	上記の)要了 年			↑護師 日~	時間につレ 年				内	の期間	

様式第3号の5 (第15条の4関係)

管理者	月	引長	Y	大長		務企	画	総務班長		班	担当		台帳			
課長 (所長)		近長 欠長)									担当出					
次のとおり承認してよろしいか。																
子育て支援時間承認申請書 岡山県企業局職員就業規則(昭和42年岡山県企業管理規程第1号)第15条の4第 5項の規定により、次のとおり申請します。 年月日 岡山県公営企業管理者殿																
								斤属課 (戸 戦 氏名	7) 名				印			
申請に係る		氏名 続柄等														
に関する事	争垻	生年月日 年齢														
申請期間及時間	支び				期間]					時間	間				
H4 [H]				年	月	, .		毎日その他	Ħ	寺 タ	→ ~	時	分			
		~		年	月	日	()	F	寺 タ	} ~	時	分			
				年	月			毎日その他	B	寺 タ	}~	時	分			
		~		年	月	日	()	Ħ	寺 タ	}~	時	分			
				年	月	日		毎日その他	Ħ	寺 タ	·分~		分			
		~		年	月	日	()	Ħ	寺 タ	}~	時	分			
配偶者の別の有無	沈業							有・□	無							
備考																

様式	様式第十二号中
	休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。
	休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
	その倍
を	
	休業に係る子と離縁した。
	休業に係る子との養子縁組が取り消された。
	休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
	休業に係る子についての民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規
∐ i.	定による請求に係る家事審判事件が終了した。
	休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164
пК	号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
	その他
に改め	改める。
様式	様式第十二号の二及び様式第十三号中「滸
める。	
i i	

強」を

に改める。

様式第19号 (第80条関係)

配偶者同行休業承認申請書

申請年月日 年 月 日

岡山県公営企業管理者 殿

所属課 (所) 名

職 氏名

囙

次のとおり配偶者同行休業の 期間の延長 認を申請します。

1	申	請	0)	区	分		配御期間	男者同	行休業 長 (2	の承認 , 3,	、(2 5及	, 3, び61	4 及 こ記入	び6に .) (ロ	ニ記入) 再度の延	長)
2	氏				名											
申	職				業											
請に係る		先	請時 の名 所在	Fの月 称 地)	所属	()
出偶	外	国	带右	E 事	: 由											
申請に係る配偶者の氏名等		所	国滞属先	括在 この 名 注地)	中の名称	()
寺				在事を				年	月	日か	ら		年	月	日まで	
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)																
4	申	請	;	期	間			年	月	日か	ら		年	月	日まで	
5	延	長	の	期	間			年	月	日か	ら		年	月	日まで	
	- - - 既 に 業	こ配をし	偶者てり	予同行 いる 身	· 分 付 間			年	月	日か	ら		年	月	日まで	`
	! !			う業	ち, の期	期間間	の再度	の延長	の場	合に	おける	る当初	の配偶者に	司行休		
	 						· / /9.	年	月	日か	16		年	月	目まで	
6	備				考											

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及びその期間を確認することができる書類を添付すること。
 - 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者の氏名等」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄()内に、当該延長を申請する理由その他公営企業管理者が承認の可否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入すること。
 - 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 - 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行 休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を初め て延長する場合における当該延長を申請する理由その他公営企業管理者が承認の可 否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入すること。
 - 5 該当する□には、レ印を記入すること。

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則

◎岡山県企業管理規程第二号

.山県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山県公営企業管理者

岡山県企業局公印規程 0 一部を改正する規程

ように改正する。 県企業局公印規程 (昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第二号) \mathcal{O}

別表中

第七条二項中 「公印使用簿」 「公印特別使用簿」 に改める。

			-	「を		
		等質用書戶	美 管里香印 岡山県公営企		代理者印和新	美 管里針
事務所長工業用水道	理事務所長発電総合管	Į.	& 務企画課			
総務課長	総務課長	<u>=</u>	E 総務班総括			
 IJ	IJ	11	11		11	"
二 の 四	<u>一</u> の 三		二		二 の 四	一の三
方	方	方	方		方	方
二七ミリメートル	二七ミリメートル	一五ミリメートル	二七ミリメートル		一五ミリメートル	二七ミリメートル

代理者印書解系	医管里 新说 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	東管理 岩丘	東京里香 D 一
		£	総務企画課
		i 任	総務班総括
IJ	<i>II</i>	"	IJ
二 の 四	<u>ー</u> の 三		二
方	方	方	方
一五ミリメートル	二の三 方 二七ミリメートル	一五ミリメートル	方 二七ミリメートル

に改める。

別図中二の四を二の六とし、 二の三を二の五とし、 二の二の次に次のように加える。

印影(別図二の三及び別図二の四)については、省略

*

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

	画課
<u>;</u>	主 総務班総括
"	"
二の六	二の五
方	方
一五ミリメートル	二七ミリメートル

業管理者職務

代理者印

岡山県公営企

◎岡山県企業管理規程第三号

.山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山県公営企業管理者

岡山県企業局財務規程 の一部を改正する規程

県企業局財務規程 (昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号) \mathcal{O} 一部を次のよう

に改正する。

別表第三の費用の部中 「第40条」 を「第36条」 に改める。

この規程は、

平成二十九年四月

◎岡山県企業管理規程第四号

山県企業局事務処理規程 0 部を改正する規程を次 のように定める。

平成二十九年三月三十一日

日山県公営企業管理者 佐 藤 一

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

山県企業局事務処理規程 (昭 和四十八年岡 山県企業管理規程第六号) \mathcal{O} 部を次

ように改正する。

別表第一(1) 8の項1中 「4,000万円」 を 「2億円」 に改め、 1 中 (3) を(4) とし (2)

次に次のように加える。

(3) 1件8,000万円未満のもの 次長

 \mathcal{O} 別表第一 次に次の (1) 9 ように加える。 \mathcal{O} 項 1 中 「2,000万円」 「4,000万円」に改め、 司 中 (3)を(4)とし、

(3) 1件2,000万円未満のもの 次長

別表第一(2)に次のように加える。

 ω $\overset{\mathcal{N}}{\circ}$ 水制限又は停止の決定 業用水道施設 (勝央工業用水道を除く。) (軽易又は定例的なものに限

件1,000万円以上と 式工事及び建築 表第三1 \mathcal{O} ·項 (1) 中 「1,000万円」に改める。 なる場合」を「これらの額を超える場合」に改め、 「1,000万円未満」 を「2,000万円未満」に、 1件1,000万円未満の工事に限る。) 「工事」 同表2の項中

附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第五号

県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の 部を改

平成二十九年三月三十一日

正する規程を次のように定める。

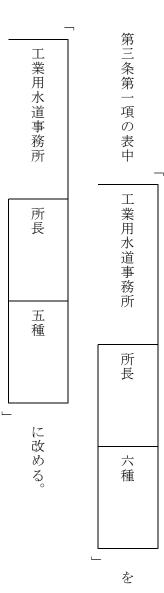
山県公営企業管理者

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程 0

を改正する規程

尚 県公営企業に従事する企業職員の給与の 額及び支給方法に関する規程 (昭和二十

九年岡 山県営電気事業管理規程第四号) \mathcal{O} 部を次 0 ように改正する。



第五条第二項中 「総務企画課長」 \mathcal{O} 下に 「又は工業用水道事務所長」を加える。

この規程は、

◎岡山県企業訓令第一号

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

岡山県企業局文書保存分類表(平成八年岡山県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。 A総括の表3情報公開の部1総括の項中 12 11 11 平成二十九年三月三十一日 6 បា 議公 事業概要 例規 人事評価 労働組合 労働組合 個人情報取扱事務登録簿 2 例規 ω ω 쐇 뇃 を を に改め、同部に次のように加える。 に改め、同表5企画調整の部2企画調整の項中 に改め、同表4人事の部1総括の項中 岡山県公営企業管理者 쏫 佐 を 藤 雄

企業 局一般

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

則

A総括の表に次のように加える。

公聴広報 12 PR事業

事務管理 事務改善

Ω